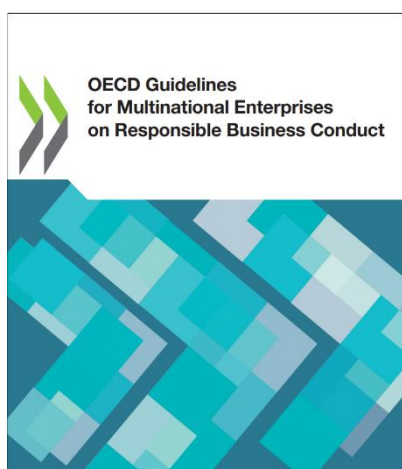


OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針が改定されました



1976年6月に策定された「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針（以下、「行動指針）」は、2023年6月に6回目の改訂がなされました。「行動指針」は参加国の多国籍企業に対し、期待される「責任ある企業行動」を自主的に取るよう求める勧告で、今回の改訂では、企業によるサプライチェーンの下流へのディー・ディリジェンスの適用範囲の明確化、企業に対する気候変動や生物多様性について国際的に合意された目標との整合性を図ることへの期待、データの収集や使用を含めた技術に関するディー・ディリジェンスの期待等の今日的課題に関する規定

が新たに盛り込まれました。

- OECD 多国籍企業行動指針に関する外務省HP 関連ページ(全体)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>
- 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針原文及び日本語仮訳
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100514804.pdf> (原文)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100586174.pdf> (日本語仮訳)
- 日本連絡窓口（NCP）の個別事例処理手続（2024年2月改訂）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100004429.pdf>
- 「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針と日本NCP」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100279241.pdf>

同行動指針においては、行動指針の普及、行動指針に関する照会処理、問題提起者から被提起企業が「行動指針」を遵守していないとの申し立てがあった場合、調停等の解決支援を行うため、各国に「連絡窓口」(National Contact Point: NCP) が設置されます。我が国は、2000年に日本NCPを設置。現在、外務省(経機構)・厚生労働省(国際課)・経済産業省(投資促進課)の三省により、構成されたNCPが設置されています。